

令和7年度 仲井真中学校いじめ防止基本方針

1. いじめについての基本理念

教育の目的は、生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者としての資質を育成することである。学校教育は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視して「生きる力」をはぐくむことが重要になっている。本校は、「知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成」を目指し、生徒・保護者・地域にとって「通いたい学校、通わせたい学校」「安心・安全で自己実現できる学校」を基本理念に掲げ、全職員の協働体制による学校教育活動を実践している。

文部科学省においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護及びその健全な心身の成長並びに人格の形成に資することを目的として、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」を策定し、国としての指針を示した。

2. 本校の基本方針

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らがづくり出ししていくものと期待される。そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。早期発見については、日頃から生徒を観察し、積極的にいじめを認知する。いじめ認知後はいじめ防止対策委員会で対応を検討し、早期対応を図る。

3. 学校の現状

(1) めざす学校像

- ① (生徒) 学校生活が楽しく、通いたくなる学校
- ② (保護者・地域) 安心・安全で信頼され通わせたい学校
- ③ (教職員) 組織で物事にあたる学校

(2) めざす生徒像

- ① 目的意識を持って自ら学び、思考・判断し表現できる生徒
- ② 思いやり、感謝及び公德の心を持つ生徒
- ③ 健康管理及び体力向上に努める生徒

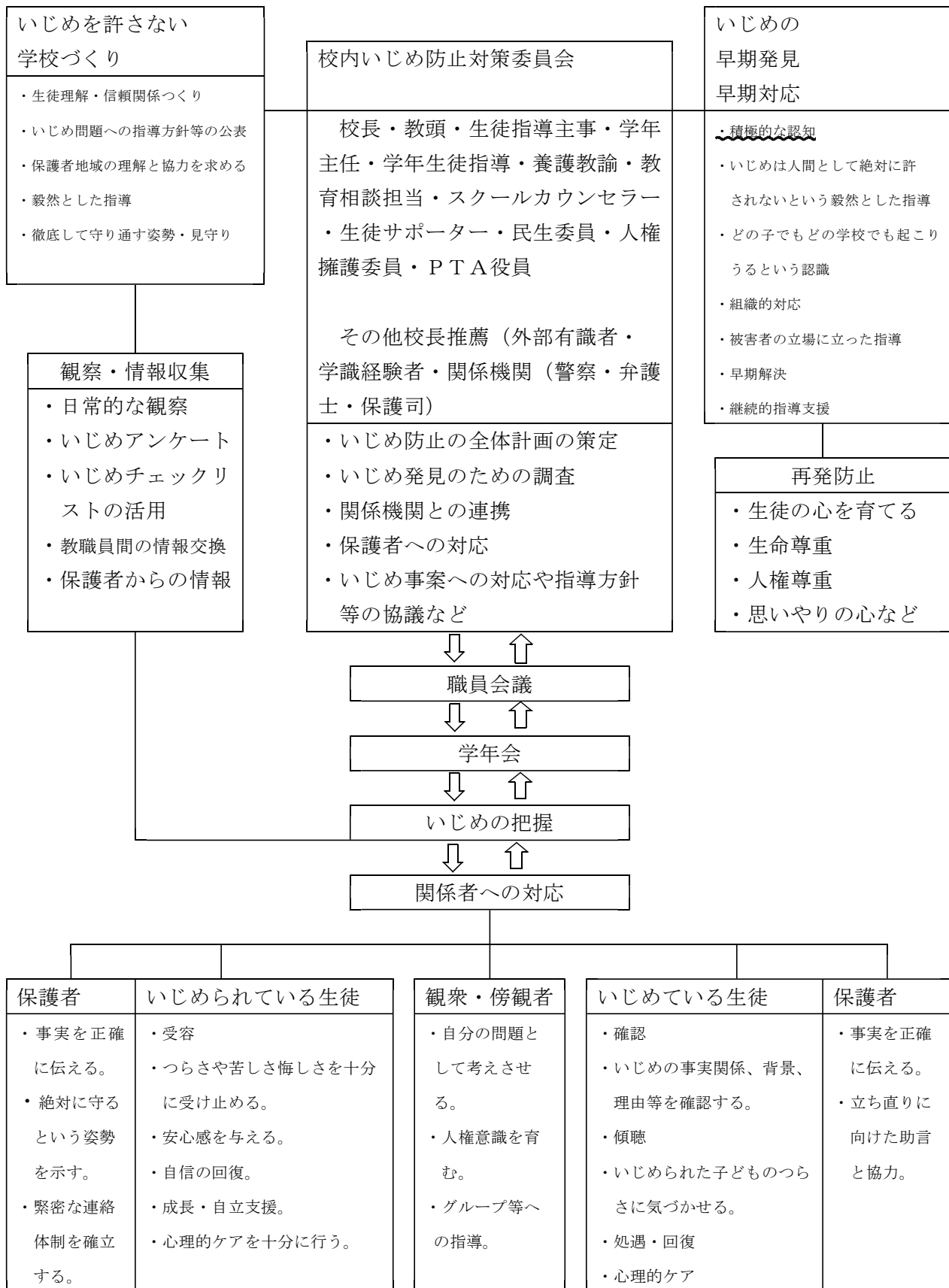
(3) めざす教職員像

- ① 幅広い視野と確かな指導力を持った教職員
- ② 保護者や地域の願いを受け止め、共に歩む教職員
- ③ 人間性豊かで、社会性を合わせ持つ信頼される教職員

4. いじめ防止等の指導体制・組織的な対応

(1) 日常的な指導体制

①いじめ防止のための校内体制



※下記のチェックリストを活用し、対応する

②チェックリスト（学校用・生徒用・保護者用・教職員間の共通理解／情報連携）

【学校用】学校におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- ☐ 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- ☐ 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- ☐ 表情がさえず、うつむき加減である。
- ☐ 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- ☐ 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- ☐ 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- ☐ 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- ☐ 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしたりどよめきがあったりする。
- ☐ その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- ☐ その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- ☐ 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- ☐ 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- ☐ 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうしたりしている。
- ☐ 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- ☐ 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- ☐ 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- ☐ 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- ☐ さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- ☐ 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- ☐ 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- ☐ 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- ☐ 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- ☐ 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- ☐ 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- ☐ 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

【生徒用】いじめに関する自己チェックリスト

☆いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシート

次の項目について、「A：よくあてはまる B：少しあてはまる C：あまりあてはまらない D：まったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかの子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。

(A - B - C - D)

- 2 ほかの子が間違いをするとおもしろい。

(A - B - C - D)

- 3 ほかの子が成功すると腹が立ったり、気に入らなかったりする。

(A - B - C - D)

- 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒くさい。

(A - B - C - D)

- 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。

(A - B - C - D)

- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかったりするのが楽しい。

(A - B - C - D)

- 7 ばかにしたりからかったりしても、かまわないと思っている人がいる。

(A - B - C - D)

- 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいにしたい。

(A - B - C - D)

- 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事はほかの子にやってもらいたい。

(A - B - C - D)

- 10 遊びや罰ゲームで、ほかの子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。

(A - B - C - D)

【保護者用】家庭におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- ☐ 学校へ行きたがらない。
- ☐ 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- ☐ イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- ☐ 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- ☐ お風呂に入りたがらなかったり、裸になるのを嫌がる。
- ☐ 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- ☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ☐ 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ☐ 寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- ☐ 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- ☐ 先生や友だちを批判する。
- ☐ 親に隠し立てをすることが多くなる。
- ☐ 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ☐ 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ☐ 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- ☐ 外に出たがらない。
- ☐ 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- ☐ 電話に敏感になる。
- ☐ 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- ☐ 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- ☐ テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- ☐ 親の学校への出入りを嫌う。
- ☐ 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- ☐ 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、
死や現実を逃避することに関心を持つ。

【教職員間の共通理解・情報連携】教職員間のチェックリスト

- ☐ 常日頃から、些細なことでも情報の共有化を図る。
- ☐ 職員朝会等において、生徒指導主事等による「児童生徒の状況報告」を行う。
- ☐ 学年会でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- ☐ 生徒支援委員会（部会）でいじめに係る情報交換・対応策の検討を行う。
- ☐ 保健室（養護教諭）から情報の提供を受ける。
- ☐ 部活動顧問から情報の提供をうける。

(2) 未然防止

①いじめについての共通理解

いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，校内研修や職員会議で周知を図り，平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。また，生徒に対しても，全校集会や学級活動などで校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切である。常日頃から，生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として，何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどが考えられる。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実，読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性を育むとともに，幅広い社会体験・生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度を養う。また，自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には，勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう，一人一人を大切にしたい分，分かりやすい授業づくりを進めていくこと，学級や学年，部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また，ストレスを感じた場合でも，それを他人にぶつけるのではなく，運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育むことが大切である。なお，教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は，いじめている生徒や周りで見ていたり，はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず，いじめられている生徒を孤立させ，いじめを深刻化する。また，障害（発達障害を含む）について，適切に理解した上で，生徒に対する指導に当たる必要がある。

④自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために，全ての生徒が，認められている，満たされているという思いを抱くことができるよう学校の教育活動全体及びボランティア活動を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し，生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際，当該学校の教職員はもとより，家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで，幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。また，自己肯定感を高められるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも考えられる。なお，社会性や自己有用感・自己肯定感などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，異学校種や同学校種間で適切に連携して取り組むことが考えられる。幅広く長く多様な眼差しで生徒を見守ることができるだけでなく，生徒自らも長い見通しの中で自己の成長発達を感じ取り，自らを高めることができる。

⑤生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（生徒会によるいじめ撲滅の宣言）する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チク）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。なお、生徒会がいじめの防止に取り組む事は推奨されることであるが、熱心さのあまり教職員主導で生徒が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりする例もある。教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は生徒を支える役割に徹するよう心がける。

（３）早期発見

① 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。

例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

② いじめの早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していくことも有効である。生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知することが必要である。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有することが大切である。

(4) 早期対応

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。学校や学校の設置者が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとし、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

(5) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラ

ル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

(6) 指導計画

・年間指導計画と評価（P D C Aサイクル）

月	行事	いじめ対策年間指導計画	評価
4	入学式 ・ スポレク	人権の日 人権アンケート	中 1 ギャップ 対策検討
5	部活動結成式	人権の日 人権アンケート 家庭訪問（1学年）	アンケート 集計・対策検討
6	地区中体連	人権の日 人権アンケート 教育相談	アンケート 集計・対策検討
7	三者面談 夏休み	人権の日 人権アンケート	アンケート 集計・対策検討
8	夏休み	校内研修いじめ防止対策	一学期前半 課題検討対策
9	期末テスト	人権の日 人権アンケート いじめ防止啓発月間の取組	アンケート 集計・対策検討
10	秋休み	人権の日 人権アンケート 教育相談	二学期へ向け 対策検討
11	合唱コンクール	人権の日 人権アンケート	アンケート 集計・対策検討
12	修学旅行（2年）	人権の日 人権アンケート 全学年	保護者用学校アンケート結果検討
1	新人戦・進路決定 ・三者面談	人権の日 人権アンケート	アンケート 集計・対策検討
2	学年末テスト	人権の日 人権アンケート 新入生情報交換	アンケート 集計・対策検討
3	卒業式	人権の日 人権アンケート	アンケート 集計・対策検討

(7) いじめ発覚から認知するまでの流れ

① 人権いじめアンケートからの発覚の場合

担任（気になる生徒のコピーをとり、学年生徒指導にアンケート用紙を渡し、報告する。）

↓ （disc1→ 平成30年度→ 学年→ 生徒指導学校生活の様子→に入力する。）

↓ （対象生徒の対応、教育相談を行う。）

↓

学年生徒指導（各学級からの報告をとりまとめ、確認し、生徒支援委員会に上げる。）

↓ （アンケート用紙は人権担当に渡す。）

↓

生徒支援委員会（各学年からの報告を受けて、いじめであるか認知する）

↓

学年生徒指導（生徒支援委員会での決定事項を担任に報告する）

↓

担任（学級のいじめについて記録をとる。解決に向けて取り組む）

↓

生徒指導主事（全学年をとりまとめて、教育相談課に報告する）

② その他の発覚の場合も(1)と同様に、担任に報告する。

(8) いじめ発生時の組織的対応マニュアル

① 名称：「いじめ防止対策委員会」

② 目的：基本方針策定、取組と対処

③ 事業内容：事実関係及び原因追及調査、対応

生徒支援委員会を活用＋スクールカウンセラー・民生委員・人権擁護委員・PTA役員

その他校長推薦（外部有識者・学識経験者・関係機関（警察・寄り添い支援員【SSW】

弁護士・保護司）

いじめとは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

いじめとは

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛をかかっているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」

- いじめは「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った親身の指導を行うこと
- いじめ問題は学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- 学校、家庭、地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

5. 重大事態への対応

（１）重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企画した場合
 - ・ 生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
 - ・ 生徒が金銭を奪い取られた場合
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ③ 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

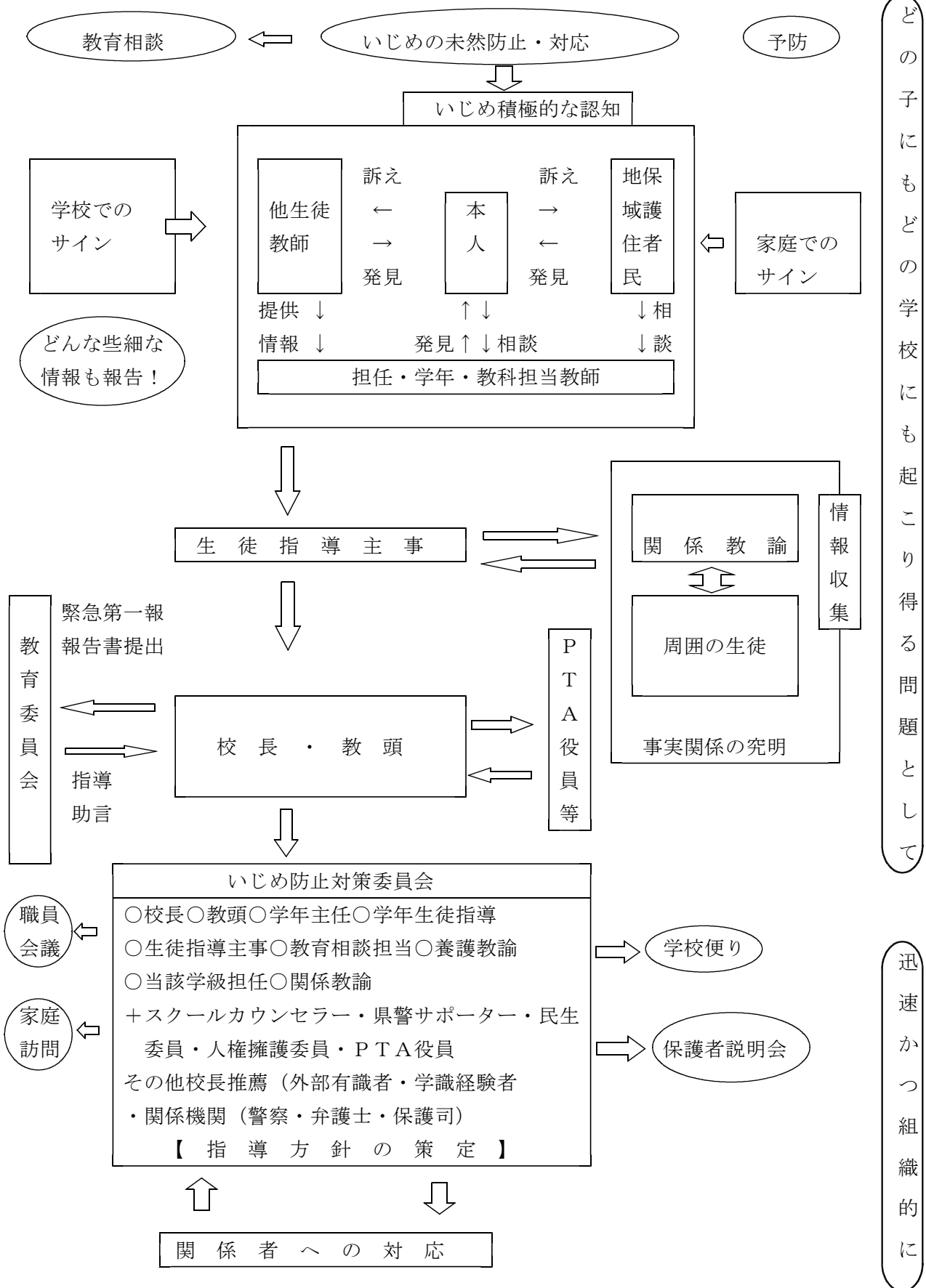
（２）重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に迅速に報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ・ 市教育委員会の指導・助言のもと弁護士、精神科医、ＳＣ等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - ・ 当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。その際被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。
 - ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート・聞き取り調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。
 - ・ 事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6. ＰＴＡ及び関係機関等との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、ＰＴＡ、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【 いじめ発生時の組織的対応 】





関係者への対応

地域 マスコミ への対応	保護者への対応	傍観者・観衆 への対応	加害者への 対応	被害者への 対応
校 長	学級担任	学級担任	学級担任	学級担任
教 頭	学年主任	学年担当	関係職員	養護教諭
	生徒指導主事	生徒指導主事	生徒指導主事	スクールカウンセラー



継続的な指導・見守り

【 重大事態の対応 】

